政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項第1号及び第2号の規定による資金管理団体の指定の取消等の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和3年7月13日

長崎県選挙管理委員会 委員長 葺本 昭晴

資金管理団体指定取消等届

(1) 法第19条第3項第1号による届出

資金管理団体の 届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
松尾 博之	松尾ひろゆき後援会	令和3年6月30日

(2) 法第19条第3項第2号による届出

資金管理団体の 届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
山村 健志	山村つよし後援会	令和3年6月30日